

公 告

一般競争入札を次のとおり行うので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和7年11月11日

海津市長 横 川 真 澄

1.一般競争入札に付する事項

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 発注部署 | 都市建設部 上下水道課 |
| (2) 仕様書番号 | 上水物第2号 |
| (3) 購入物品名 | 量水器 |
| (4) 納品場所 | 海津北部浄水場 |
| (5) 納入期間 | 契約日から令和8年3月16日まで |
| (6) 概要 | 量水器
【新品】Φ40(ネジ式)12個、Φ50(フランジ式)11個、Φ50(電池電磁メーター式)3個、Φ75(フランジ式)2個 小計28個
【改造】Φ13(ネジ式)870個、Φ20(ネジ式)307個、Φ25(ネジ式)20個、Φ40(ネジ式)16個 小計1,213個
合計1,241個 |
| (7) 予定価格
(税込み価格) | 事後公表 |
| (8) 仕様書等 | 海津市ホームページに掲載 |
| (9) 現場説明会 | 無 |
| (10) 質問受付期間 | 令和7年11月17日(月)午前9時から
令和7年11月18日(火)正午まで |
| (11) 質問受付場所 | 都市建設部 上下水道課
電子メール jogesuido@city.kaizu.lg.jp
FAX番号 0584-53-1598
※仕様書番号、物品名、FAX番号を明記のこと。 |
| (12) 質問回答 | 令和7年11月20日(木)午後4時までに
参加者全員にFAXにて回答 |
| (13) 入札日時 | 令和7年11月27日(木) 午前9時30分
※落札者がいない場合は再度入札を行う |
| (14) 入(開)札場所 | 海津市役所 東館4階 4-1会議室 |

2.入札参加に必要な資格に関する事項

公告日における令和7年度の海津市入札参加資格の認定において、次の各号のいずれにも該当する者。ただし、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者及び公告日から落札決定の日までにおいて、海津市から受けた入札参加資格停止処分期間を経過しない者を除く。

- (1) 入札参加資格者名簿に、【業種】一般資材 【種目】水道用資材 又は 【業種】精密機器 【種目】測定・計測機器 として登録されている者であること。
- (2) 会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 海津市が行う契約からの暴力団等排除に関する措置要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 愛知・岐阜・三重県内に契約を締結する営業所(本社又は支店)を有する者であって、営業年数が5年以上あること。
- (5) 量水器の取り扱いがあり、既存量水器の改造が可能な者であること。

3.入札参加申請等

- (1) 入札参加申請受付 参加申請書(海津市ホームページに掲載)
受付期間 令和7年11月13日(木) 午前9時から
受付期間 令和7年11月17日(月) 午後4時まで
- (2) 入札参加申込方法 総務企画部財政課へメール又はFAX送信(郵送不可)
電子メール zaisei@city.kaizu.lg.jp
FAX番号 0584-53-2170
- (3) 入札参加資格の確認結果 令和7年11月18日(火) 午後4時までにFAXにより通知

4.入札方法等

- (1) 入札方法 紙入札による一般競争入札(様式第1号)
- (2) 郵送による入札は認めないものとする。
- (3) 代理人が入札する場合は、入札時に委任状を提出しなければならない。
- (4) 最低制限価格 無
- (5) 入札保証金及び契約保証金
①入札保証金 免除
②契約保証金 免除
- (6) 入札書記載要領
・落札決定に当たっては、入札された金額に当該金額の100分の10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。
- (7) 入札の辞退 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、入札日の前日正午までに辞退届を提出すること。
- (8) 入札の無効に関する事項 海津市契約規則第14条に該当する場合は、無効とする。
- (9) 落札者決定
・予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札候補者とする。
・落札候補者となるべき同価格の入札をした者が、2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。
※ホームページにて、入札書、委任状等の様式あり。

5.その他

この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、海津市契約規則等の定めるところによる。